

# 保証委託申込内容に関する確認書

平成 年 月 日

一般財団法人住宅改良開発公社 御中

申込者①

住所

氏名 (自署)

実印

申込者②

住所

氏名 (自署)

実印

申込者③

住所

氏名 (自署)

実印

担保提供者

住所

氏名 (自署)

実印

私 (特段の断りがない限り、申込者全員をいいます。)及び担保提供者は、私が利用を予定している貴公社の機関保証制度に関して、下表のⅠ～Ⅲ (担保提供者はⅡを除きます。)の内容を理解し、かつ、下表のⅢのとおり確約したうえで、保証委託申込みを行います。

下表の確認事項欄の内容をご確認いただいたうえで、押印欄に申込者様・担保提供者様がそれぞれ実印を押印してください。

保証委託申込みの内容		押印欄(実印を押印してください)			
	確認事項	申込者①	申込者②	申込者③	担保提供者
Ⅰ 保証制度の概要					
	2ページ記載の「Ⅰ 保証制度の概要」の内容を理解しました。	実印	実印	実印	実印
Ⅱ 保証料					
	2ページ記載の「1 保証料のお支払額とお支払時期について」の内容を理解し、申込みを行います。	実印	実印	実印	
	2ページ記載の「2 保証料をお返し(返戻)する場合の取扱いについて」の内容を理解し、申込みを行います。	実印	実印	実印	
	3ページ記載の「3 お返しする保証料の額と保証料の返戻料率について」の内容を理解し、申込みを行います。	実印	実印	実印	
Ⅲ 確約事項					
	裏面4～5ページ記載の「Ⅲ 確約事項」の内容を確約し、申込みを行います。	実印	実印	実印	実印

注 ご不明な点等がございましたら、裏面6ページ記載の公社本・支社へお問い合わせください。

(2012.4.1)

## I 保証制度の概要

私及び担保提供者は、一般財団法人住宅改良開発公社（以下「公社」といいます。）の保証制度の概要について、以下の1～4の内容を確認しました。

- 1 公社は、申込者様が住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）から賃貸住宅融資等を借り入れされるときに、申込者様と公社との契約（「保証委託契約」といいます。）により連帯保証人となります。
- 2 公社は、連帯保証人となるに当たり、申込者様に公社所定の保証料をお支払いただきます。
- 3 申込者様が機構に対する借入金を返済できなくなった場合、公社は、申込者様に代わってその借入金を機構へ全額返済します。（これを「代位弁済」といいます。）
- 4 公社が代位弁済を行った場合、それによって申込者様の返済義務が無くなるわけではありません。代位弁済後、物件処分等何らかの方法によって、申込者様の債務を公社へ返済していただきます。

## II 保証料

私は、公社の保証料について、以下の1～3の内容を確認・承諾します。

### 1 保証料のお支払額とお支払い時期について

保証料は、建設地及び保証期間（融資期間）に応じて、お支払いただきます。

また、保証料は、下表により算出した額を、一括払いで機構の初回交付金より差し引いてお支払いただきます。

<賃貸住宅融資の保証料>

保証期間（融資期間）		20年以下	20年を超え 25年以下	25年を超え 30年以下	30年を 超えるもの
保証料	建設地が東京都、千葉県 埼玉県、神奈川県の場合	融資額 × 1.70%	融資額 × 2.00%	融資額 × 2.28%	融資額 × 2.50%
	建設地が上記以外の 道府県の場合	融資額 × 2.10%	融資額 × 2.50%	融資額 × 2.90%	融資額 × 3.20%

注 賃貸改良融資の保証料は、裏面(5ページ)に記載しています。

### 2 保証料をお返し（返戻）する場合の取扱いについて

(1) 次のいずれかに該当したときに、お支払いただいた保証料の一部をお返し（返戻）します。

なお、一部繰上返済された場合及び変更契約により返済期間を短縮された場合は、機構に対する借入金の全部の返済を終了したときに、保証料の一部をお返しします。

- ① 機構に対する借入金を一括返済された場合
- ② 機構に対する借入金について免責的債務引受により免責された場合
- ③ 機構に対する借入金を一部繰上返済された場合
- ④ 機構に対する借入金について変更契約により返済期間を短縮された場合

(2) 保証料については、その一部が年々の代位弁済等の原資に、また一部は保証制度の運営に必要な経費（審査、契約締結、債権管理等の経費）にそれぞれ充てられることから、お返しする保証料の額は、当初お支払いただいた保証料に対して少額となっております。

## II 保証料（続き）

### 3 お返しする保証料の額と保証料の返戻料率について

- (1) お返しする保証料の額は、お支払いただいた保証料の額に「保証料の返戻料率」を乗じて算出（円未満切捨て）します。
- (2) 「保証料の返戻料率」は、融資種別、建設地、当初の保証期間（注1）に応じて、完済時における経過年数（注2）毎に公社が定めています。

注1 「当初の保証期間」とは、公社が発行する保証委託契約証書に記載される返済期間に相当する期間をいいます。この期間の始期は、機構との金銭消費貸借契約の契約締結日となります（以下同じ）。

注2 「完済時における経過年数」とは、機構との金銭消費貸借契約の契約締結日を始期とし、申込者様が機構に対する借入金の全部の返済を終了した日（免責的債務引受の場合は、機構から免責された日）を終期とする期間における年数をいい、年未満の期間がある場合は切り上げます（以下同じ）。

- (3) お返しする保証料の計算に用いる「保証料の返戻料率」は、前ページの2の(1)の①～④の場合に該当することとなった日（変更契約により返済期間を短縮された場合は、機構に対する借入金の全部の支払を終了した日）において、公社が定める料率が適用されます。
- (4) 公社は、将来の経済情勢等の変化により、当該料率を変更する場合があります。
- (5) 現在の「保証料の返戻料率」(目安)は、下表のとおりです。

#### <賃貸住宅融資の保証料の返戻料率(目安)>

当初の保証期間		完済時における経過年数				
		1年経過	5年経過	10年経過	20年経過	30年経過
建設地が東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県の場合	25年	32.60%	24.40%	15.87%	3.82%	—
	30年	34.48%	26.88%	18.83%	7.00%	—
	35年	35.56%	28.56%	21.05%	9.66%	2.36%
建設地が上記以外の道府県の場合	25年	30.89%	23.53%	15.61%	3.87%	—
	30年	32.58%	25.89%	18.56%	7.17%	—
	35年	33.49%	27.47%	20.77%	9.98%	2.52%

注1 保証料の返戻料率は、経過年数1年毎に定めています。

注2 賃貸改良融資の保証料の返戻料率(目安)は、裏面(5ページ)に記載しています。

< 以下余白 >

公社記入欄

申込者①に説明  申込者②に説明  申込者③に説明  来社なし

説明を行った日：平成 年 月 日

対応者印

## Ⅲ 確約事項

私及び担保提供者は、公社に保証委託申込みを行うに際して、「保証委託申込書」記載の約諾事項に加えて、以下の1～6の事項を確約します。

### (申込内容等)

- 1 (1) 公社に対して行う保証委託申込みの内容は、私が機構に対して行う融資申込みと同一の計画・内容に基づくものです。
- (2) 私が今後機構に申込内容の変更を申請し、これを受理されたときは、速やかに公社に同内容を報告し、公社の指示に従って保証委託申込内容の変更手続をとります。
- (3) 保証委託申込みに際し、公社に写し(コピー)を提出した資料について、公社から請求があったときは、速やかにその原本を提出又は提示します。

### (調査等)

- 2 公社又は公社の委託を受けた者が、保証委託申込書記載の物件所在地に立ち入り、又はその周辺において賃貸計画等に関する調査を行うことを了承します。

### (保証承諾の取消等)

- 3 (1) 私について次の①から⑤のいずれかに、担保提供者について次の①又は⑤に該当した場合は、公社から保証不承諾とされ、又は何ら催告なしに保証承諾を取消されても、一切異議を申し立てません。
  - ① 公社に提出した書類に虚偽があったとき。
  - ② 止むを得ない理由がなくして、所定の時期に有上せず、工事の長期間延滞せり、又は工事が竣工しなかったとき。
  - ③ 支払停止若しくは手形交換所の取引停止処分があったとき、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他法的整理手続開始の申立があったとき、又は清算に入ったとき。
  - ④ 建築基準法、都市計画法等の建設関係法令に違反したとき。
  - ⑤ その他公社に誓約した事項に違反したとき。
- (2) 公社が(1)の規定により保証不承諾とし、又は保証承諾を取消した場合において、それらを原因として私又は担保提供者に損害が発生したとしても、公社に対して一切の請求を行わないほか、何ら迷惑をかけません。また、それらの場合において、公社がこうむった損害の補てんは私の負担とします。

### (反社会的勢力に属さないことの確約等)

- 4 (1) 私又は担保提供者(私又は担保提供者が法人である場合にあっては、当該法人親会社及び子会社並びにこれらの会社の役員を含みます。以下「私等」といいます。)は、現在、次の①及び②に掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも関係(これらの者に経営に実質的に関わらせ又は資金供給若しくは便宜を供与し、これらの者を従事者とする等を含みます。以下同じ。)がないことを表明するとともに、将来にわたっても該当せず、関係がないことを確約します。
  - ① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年5月15日法律第77号)に定める暴力団若しくは暴力団員、暴力団の準構成員又は、暴力団関係企業、総会屋等社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはそれに属する者
  - ② 前号の団体又は個人に準ずる者
- (2) 私等は、自ら又は第三者を利用して、次の①から⑤に該当する行為を行いません。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

### Ⅲ 確約事項（続き）

- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて公社の信用を毀損し、又は公社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他①から④に準ずる行為
- (3) 私等が、(1)の①及び②に掲げる者のいずれかに該当し、これらの者のいずれかと関係し、若しくは(2)の①から⑤までのいずれかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表明若しくは確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、公社から保証不承諾とされ、又は何ら催告なしに保証承諾を取消されても、一切異議を申し立てません。
- (4) 公社が(3)の規定により保証不承諾とし、又は保証承諾を取消した場合において、それらを原因として私等に損害が発生したとしても、公社に対して一切の請求を行わないほか、何ら迷惑をかけません。また、それらの場合において、公社がこうむった損害の補てんは私の負担とします。

**（保証委託申込み辞退の場合）**

- 5 公社が保証承諾を行った後に私の都合で公社への保証委託申込みを辞退した場合、公社からそれまでの事務に要した費用に相当する額を請求されても異議ありません。

**（保証委託契約を証する書面の承諾）**

- 6 本確認書が保証委託申込書及び保証委託契約証書と一体となって、公社との間の保証委託契約を証する書面となることを承諾します。

以 上

**\* 表面の補足 — 賃貸改良融資の保証料及び保証料の返戻料率(目安)**

＜賃貸改良融資の保証料＞

保証期間(融資期間)	10年以下	10年を超え15年以下	15年を超えるもの
保証料	融資額 × 1.05%	融資額 × 1.40%	融資額 × 1.70%

＜賃貸改良融資の保証料の返戻料率(目安)＞

当初の保証期間	完済時における経過年数			
	1年経過	3年経過	5年経過	10年経過
10年	20.35%	14.95%	10.07%	—
15年	26.17%	21.10%	16.51%	6.96%
20年	29.93%	25.31%	21.07%	12.03%

注 保証料の返戻料率は、経過年数1年毎に定めています。

本書面記載の内容について、さらに詳しくお知りになりたいときは、下記の会社本・支社へお問い合わせください。



一般  
財団法人

## 住宅改良開発公社

### 本社・首都圏本部

(営業地域：東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県、山梨県、静岡県)

〒102-0076 東京都千代田区五番町14-1 TEL 03(3237)7411

### 札幌支社

(営業地域：北海道)

〒060-0002 札幌市中央区北二条西3-1-8 TEL 011(221)6717

### 仙台支社

(営業地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

〒980-0013 仙台市青葉区花京院1-1-20 TEL 022(266)2941

### 高崎支社

(営業地域：栃木県、群馬県、新潟県、長野県)

〒370-0849 高崎市八島町110-1 TEL 027(324)6171

### 名古屋支社

(営業地域：岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県)

〒461-0004 名古屋市東区葵3-15-31 TEL 052(930)6821

### 大阪支社

(営業地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

〒541-0057 大阪市中央区北久宝寺町2-5-9 TEL 06(6245)5557

### 広島支社

(営業地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

〒730-0014 広島市中区上幟町7-3 TEL 082(511)1151

### 福岡支社

(営業地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

〒810-0001 福岡市中央区天神3-10-20 TEL 092(712)4401